

「九州歯科大学真鶴キャンパス電力供給(単価契約)」一般競争入札に係る質問に対する回答

令和7年11月17日回答

番号	質問	回答
1	当該施設において、予備送電(予備線・予備電源)及び自家発補給電力のご契約はございますか。	ありません。
2	※燃料費等調整について ・落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでのご契約することは可能でしょうか。 ・あるいは現行(公告時点)の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただくことは可能でしょうか。	質問の内容で問題ありませんが、契約締結にあたっては、落札者様と協議の上、確定させていただきたいと思います。
3	旧一電が公表する翌年4月から適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	了承しました。
4	入札書、入札内訳書及び積算内訳書において、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。	指定はありません。
5	料金算定時及び積算内訳書作成時における端数処理(月々の基本料金・従量料金あるいは月次の電力量料金)につきましてご指定ございますか。 任意書式可能との事ですので、端数処理についても任意対応でよろしいでしょうか。	指定はありません。落札(受注)者様の任意とします。
6	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書アリ)を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきますいております、毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願い致します。	承知しました。
7	計量日は毎月1日でしょうか。	お見込みのとおりです。
8	銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。 予めご了承ください。	了承しました。
9	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	電力の契約に影響するような工事の予定はありません。
10	SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えてください。	丸紅新電力株式会社です。
11	現在の契約電力をご教示いただけないでしょうか。	1,455kWです。
12	契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	対応します。
13	契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。 またこちらは、土日・祝日を含んだ日数でしょうか。 契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが 契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。	契約締結期限は目安です。必要な契約手続きがある場合、期限延長は可能です。
14	第4条(権利義務の譲渡等の禁止) 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 発注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。 この後に➡ただし、発注者の承諾を得た場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	契約書は、契約書(案)を基本とし、落札者様と協議の上、確定させていただきたいと思います。

「九州歯科大学真鶴キャンパス電力供給(単価契約)」一般競争入札に係る質問に対する回答

令和7年11月17日回答

番号	質問	回答
15	第7条(使用電力量の計量)第9条(支払) 記載では「通知後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面：計量⇒通知⇒請求 実情：計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。	契約書は、契約書(案)を基本とし、落札者様と協議の上、確定させていただきたいと思います。
16	第9条(支払) 今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。	原則として口座振替対応でお願いしたいと思います。
17	第9条(支払) 月々の請求金額算定における計算方法につき、下記文言を参照の上修正願えませんか。 【料金計算】 毎月の料金計算は電気料金＝基本料金＋電力量料金とし 基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率(割引・割増) 電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額±再生可能エネルギー特別措置法に基づく賦課金(ただし、基本料金単価、電力量料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。) 力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。 平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。	契約書は、契約書(案)を基本とし、落札者様と協議の上、確定させていただきたいと思います。
18	第9条(支払) 遅延利息率 年2.5パーセントの割合について下記参照の上、修正いただけますでしょうか 発注者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息の支払を発注者に請求することができる。	契約書は、契約書(案)を基本とし、落札者様と協議の上、確定させていただきたいと思います。
19	第16条(想定外の事項) 定めのない事項に付き協議を行う際に『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	契約書は、契約書(案)を基本とし、落札者様と協議の上、確定させていただきたいと思います。
20	第〇条(違約金・・・) 発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、様式1に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、様式1に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』	契約書は、契約書(案)を基本とし、落札者様と協議の上、確定させていただきたいと思います。